

## 【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年 7月25日

【会社名】 株式会社 群馬銀行

【英訳名】 The Gunma Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役頭取 齋藤 一雄

【本店の所在の場所】 群馬県前橋市元総社町194番地

【電話番号】 (027)252 - 1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 取締役総合企画部長 深井 彰彦

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋二丁目3番21号  
株式会社群馬銀行 東京事務所

【電話番号】 (03)3271 - 1801(代表)

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 足立 守男

【縦覧に供する場所】 株式会社群馬銀行 東京支店  
(東京都中央区日本橋二丁目3番21号)

株式会社群馬銀行 大宮支店  
(埼玉県さいたま市大宮区下町二丁目1番地1)

株式会社群馬銀行 宇都宮支店  
(栃木県宇都宮市大通り二丁目2番1号)

株式会社群馬銀行 大阪支店  
(大阪府大阪市中央区備後町四丁目1番3号)

株式会社 東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 宇都宮支店及び大阪支店は、金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の便宜のため、縦覧に供するものであります。

## 1 【提出理由】

平成25年6月25日付で、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき提出いたしました、社外取締役以外の当行取締役及び当行執行役員に対するストック・オプションとしての新株予約権の発行に関する臨時報告書の記載事項につき、未定であった事項等が確定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。なお、訂正箇所は\_\_で示しております。

## 2 【訂正事項】

・社外取締役以外の当行取締役に対して発行する新株予約権

### (2) 発行数

(訂正前)

2,170個

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(訂正後)

2,170個

### (3) 発行価格

(訂正前)

新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズモデルに基づき算出した1株当たりのストック・オプションの公正な評価単価に、付与株式数を乗じた金額とする。ただし、当該払込金額については、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払込みに代えて、当行に対して有する報酬債権と新株予約権の払込金額の債務とを相殺するものとする。

(訂正後)

新株予約権1個当たり54,200円(1株当たり542円)

### (4) 発行価額の総額

(訂正前)

未定

(訂正後)

117,614,000円

・当行執行役員に対して発行する新株予約権

### (2) 発行数

(訂正前)

599個

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(訂正後)

599個

(3) 発行価格

(訂正前)

新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズモデルに基づき算出した1株当たりのストック・オプションの公正な評価単価に、付与株式数を乗じた金額とする。ただし、当該払込金額については、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払込みに代えて、当行に対して有する報酬債権と新株予約権の払込金額の債務とを相殺するものとする。

(訂正後)

新株予約権1個当たり58,500円(1株当たり585円)

(4) 発行価額の総額

(訂正前)

未定

(訂正後)

35,041,500円

以 上